

改正

平成21年3月31日規則第2号

五戸町水洗便所改造等資金融資あっせん規則

(趣旨)

第1条 この規則は、五戸町内において、自己資金でくみ取便所を水洗便所に改造しようとする者等に対し、当該改造等に要する資金（以下「水洗便所改造等資金」という。）の融資をあっせんすることにより、水洗便所の普及促進と環境衛生の向上を図るため必要な事項を定めるものとする。

(融資のあっせん)

第2条 町は、水洗便所改造等資金の融資を受けようとする者を金融機関に対しあっせんする。

2 前項の融資を行う金融機関（以下「金融機関」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 株式会社 青森銀行
- (2) 株式会社 みちのく銀行
- (3) 青い森信用金庫
- (4) 八戸農業協同組合
- (5) 青森県信用組合

(融資のあっせんの対象)

第3条 融資のあっせんを受けることができる者は個人であって、くみ取便所を水洗便所に改造するために必要な工事、し尿浄化槽の取壊し工事及び排水設備の設置、改造工事（以下「改造工事等」という。）を行い、公共下水道、農業集落排水及び公共浄化槽に接続しようとする者で、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 改造工事等を実施する建築物の所有者又は占有者（所有者の同意を得た場合に限る。）であること。
- (2) 水洗便所に改造しようとする者の内、公共下水道に接続する者にあつては、下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項に規定する3年間の改造義務期間内に改造する者であること。
- (3) 町税、下水道事業受益者負担金、農業集落排水処理施設工事分担金及び公共浄化槽設置分担金を滞納しないで、かつ、水洗便所改造等資金の償還能力を有する者であること。
- (4) 自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難であること。
- (5) 確実な連帯保証人があること。

2 前項の規定にかかわらず、改造工事等をする事について相当の理由がある場合には、融資のあっせんを受けることができる。

(融資あっせんの申請)

第4条 融資のあっせんを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水洗便所改造等資金融資あっせん申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

2 前項の申請後に、改造工事等の変更等により当該融資のあっせんの額を変更しようとする者は、水洗便所改造等資金融資あっせん変更申請書（様式第2号）により町長に申請しなければならない。

3 第1項の水洗便所改造等融資あっせん申請書には、町税納税証明書及びその他町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(融資あっせんの決定及び通知)

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、申請書の内容の審査その他必要な調査を行い、融資のあっせんを適当と認めるときは、融資のあっせんの額を決定し、水洗便所改造等資金融資依頼書(様式第3号)を金融機関に送付する。

2 町長は、前条第2項の規定による変更申請があった場合は、申請書の内容の審査その他必要な調査を行い、融資のあっせんの額を変更決定した場合は、水洗便所改造等資金融資変更依頼書(様式第4号)を金融機関に送付する。

3 金融機関は、第1項の依頼書の送付があったときは、速やかに融資の可否を決定し、町長及び当該申請者に水洗便所改造等資金融資決定通知書(様式第5号)により通知する。

4 金融機関は、第2項の依頼書の送付があったときは、融資の変更の可否を決定し、町長及び当該申請者に水洗便所改造等資金融資変更決定通知書(様式第6号)により通知する。

(融資の限度額等)

第6条 金融機関が行う水洗便所改造等資金の融資の限度額、融資利息、償還期限及び償還方法は次のとおりとする。

(1) 融資の限度額

ア くみ取便所を水洗便所に改造するために必要な工事(排水設備の設置、改造工事を含む。) 1くみ取り口について70万円以内

イ し尿浄化槽の取壊し工事及び排水設備の設置、改造工事 1か所について30万円以内

(2) 融資利息 無利子

(3) 償還期限 融資を受けた日の属する月の翌日から起算して50か月以内

(4) 償還方法 元金均等による月賦償還。ただし、繰上げ償還することを妨げない。

2 前項第1号の1くみ取り口とは、大便器1個と小便器1個によるもの又は大小兼用便器1個によるものをいう。この場合において、アパート等で1くみ取り口に2個以上の便器を有する場合のくみ取り口については、その都度決定する。

3 融資を受けた水洗便所改造等資金の償還は、原則として預金自動振替払の方法によって行うものとする。

4 償還は、融資を受けた日の属する月の翌月からとし、毎月25日(その日が休業日のときは翌営業日)を償還日とする。

(連帯保証人)

第7条 水洗便所改造等資金の融資を受ける者は、当該融資に関する債務について連帯保証人1人以上を立てるものとする。

2 前項の連帯保証人は、水洗便所改造等資金の融資を受けた者に代わって返還する能力を有する者でなければならない。

3 町長は、連帯保証人について適当でないとき、連帯保証人を変更させることができる。

4 町長は、連帯保証人の承認について必要と認めるときは、収入証明書その他の書類の提出を求めることができる。

(融資の実施)

第8条 町長は、当該水洗便所改造等資金の融資の決定に係る改造工事等の完了を確認したときは、金融機関に工事完了通知書(様式第7号)を送付する。

2 金融機関は、前項の通知書を受領したときは、当該融資の決定を受けた者に係る預金口座を開設し、当該水洗便所改造等資金を融資するものとする。

3 金融機関は、融資の決定を受けた者に対し所定の手続をし、当該融資を受けた者の改造工事等を行った工事業者の預金口座に振り込むものとする。

4 融資は、随時行うものとする。

(利子補給)

第9条 町は、金融機関が水洗便所改造等資金を融資した場合は、当該金融機関に対し、当該水洗便所改造等資金に係る利子補給を行う。

2 前項の規定による利子補給の額は、次の算式を用いて算出した額の合計額とする。

(1) 融資を実施した日から第1回償還日までの期間に係る利子

$$\frac{\text{融資を実施した日から第1回償還日までの日数}}{365} \times \text{利率} \times \text{融資額}$$

(2) 前号以外の期間に係る利子

$$\frac{\text{前回の償還日の翌日から次回償還日までの日数}}{365} \times \text{利率} \times \text{当該期間に係る融資残額 (延滞損害金を除く。)}$$

3 金融機関は、2月16日から8月15日までの期間に係る利子補給金については9月15日までに、8月16日から翌年の2月15日までの期間に係る利子補給金については3月15日までに、それぞれ町に請求するものとする。

(資金の預託)

第10条 町は、水洗便所改造等資金の融資に要する資金の一部を必要に応じて金融機関に預託するものとする。

(償還方法の特例)

第11条 融資の決定を受けた者が、震災、風水害、火災その他やむを得ない理由により償還方法の変更を受けようとするときは、水洗便所改造等資金償還方法変更申請書(様式第8号)により申請しなければならない。

2 前項の水洗便所改造等資金償還方法変更申請書には、罹災事実を証明する証明書及び町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 町長は、第1項の申請があった場合は、申請書の内容の審査その他必要な調査を行い、償還方法を変更決定した場合は、水洗便所改造等資金償還方法変更依頼書(様式第9号)を金融機関に送付するものとする。

4 金融機関は、前項の依頼書の送付があったときは、速やかに償還方法の変更の可否を決定し、町長及び当該申請者に水洗便所改造等資金償還方法変更決定通知書(様式第10号)により通知する。

(借受人等の変更の届出)

第12条 融資の借受人又は連帯保証人に変更があった場合又は住所を変更した場合には、直ちに水洗便所改造等資金借受人・連帯保証人変更届(様式第11号)を、町長及び金融機関に提出しなければならない。

(融資あっせん決定の取消し)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、融資あっせんの決定を取り消し、既に金融機関が融資した水洗便所改造等資金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この規則に違反したとき。

(2) その他町長が不相当と認めたとき。

(延滞損害金)

第14条 金融機関は、水洗便所改造等資金の融資を受けた者が償還期限までに償還しなかったときは、その期限の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞損害金を当該融資を受けた者から徴収する。

(損失補償)

第15条 町は、金融機関が水洗便所改造等資金の融資により損失を受けたときは、その損失を補償する。

2 前項の規定による損失補償の額は、当該融資残額及びこれに係る延滞損害金に相当する額とする。

(契約の締結)

第16条 町は、この融資あっせん規則に基づいて、別途金融機関と契約を締結して行うものとする。

附 則

この規則は、平成12年7月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

| | | | |
|---|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| | | 整理番号 | |
| 水洗便所改造等資金融資あっせん申請書 | | | |
| | | 年 | 月 日 |
| 五戸町長 様 | | | |
| 申請者 | 住 所 ふりがな 氏 名 電 話 | ㊟ | |
| 連 帯 保証人 | 住 所 ふりがな 氏 名 電 話 | ㊟ | |
| <p>次のとおり、水洗便所改造等資金の融資あっせんを受けたいので、五戸町水洗便所改造等資金融資あっせん規則第4条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。</p> | | | |
| 融 資 希 望 額 | 円 | 総工事費 | 円 |
| 金 融 機 関 | 銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合 | | 支 店 |
| 口 座 番 号 | 普・当 | 償還月数 | 月 |
| 家屋所有者 の 承 諾 | 住 所 氏 名 | ㊟ 電 話 | |
| 改造工事期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | |
| 改造工事場所 | 五戸町 | | |
| 改造工事の種別 | <input type="checkbox"/> 水洗便所 | <input type="checkbox"/> し尿浄化槽 | <input type="checkbox"/> 排水設備 |
| | | くみ取 口 数 | <input type="checkbox"/> |
| 工事施工業者 | 住 所 氏 名 | 電 話 | |

※ この申請書は、排水設備等工事計画確認申請書と一緒に提出してください。

- ※ 添付書類
- 1 申請者及び連帯保証人の町税納税証明書
 - 2 申請者の世帯全員の所得証明書

様式第2号 (第4条関係)

| | | | |
|--|---------------|------|---|
| | | 整理番号 | |
| 水洗便所改造等資金融資あっせん変更申請書 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 五戸町長 様 | | | |
| 申請者 住 所 氏 名 ㊟ 電 話 | | | |
| 次のとおり、水洗便所改造等資金融資あっせんの決定額を変更したいので、五戸町水洗便所改造等資金融資あっせん規則第4条第2項の規定により申請します。 | | | |
| 当初決定額 | 円 | 償還月数 | 月 |
| 変更申請額 | 円 | 償還月数 | 月 |
| 工事施工業者 | 住 所 氏 名 電話 | | |
| 変更理由 | | | |

様式第3号 (第5条関係)

| | | | | | |
|---|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|-----------|--------------------------|
| | | 整理番号 | | | |
| 水洗便所改造等資金融資依頼書 | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | |
| 金融機関 | | 様 | | | |
| 五戸町長 印 | | | | | |
| 次のとおり、水洗便所改造等資金を融資くださるよう、五戸町水洗便所改造等資金融資あっせん規則第5条第1項の規定により依頼します。 | | | | | |
| 申請者 | 住所 ふりがな 氏名 | | 電話 | | |
| 連帯保証人 | 住所 ふりがな 氏名 | | 電話 | | |
| 改造工事の種別 | <input type="checkbox"/> 水洗便所 | <input type="checkbox"/> し尿浄化槽 | <input type="checkbox"/> 排水設備 | くみ取 口数 | <input type="checkbox"/> |
| 融資依頼額 | 円 | | 総工事費 | 円 | |
| 口座番号 | 普・当 | ┆ | ┆ | ┆ | 償還月数 月 |
| 備考 | | | | | |

様式第4号 (第5条関係)

| | | | |
|---|------------------|--------|---|
| | | 整理番号 | |
| <p>水洗便所改造等資金融資変更依頼書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融機関 様</p> <p style="text-align: right;">五戸町長 印</p> <p>次のとおり、水洗便所改造等資金を融資くださるよう、五戸町水洗便所改造等資金融資あっせん規則第5条第2項の規定により依頼します。</p> | | | |
| 申請者 | 住所 ふりがな 氏名 | 電話 | |
| 連帯保証人 | 住所 ふりがな 氏名 | 電話 | |
| 当初決定額 | 円 | 変更申請額 | 円 |
| 当初総工事費 | 円 | 変更総工事費 | 円 |
| 当初償還月数 | 月 | 変更償還月数 | 月 |
| 備考 | | | |

様式第5号（第5条関係）

| | | | |
|---|--|-------|---|
| | | 整理番号 | |
| 水洗便所改造等資金融資決定通知書 年 月 日 (五戸町長) 様 (申請者) 金融機関 ㊟ 年 月 日付けで（五戸町から）依頼のあった水洗便所改造等資金の融資について次のとおり決定したので、五戸町水洗便所改造等資金融資あっせん規則第5条第3項の規定により通知します。 | | | |
| 申請者 | 住所 ふりがな 氏名 | 電話 | |
| 融資の可否 | <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 | 融資決定額 | 円 |
| 否の場合の理由 | | | |
| 備考 | | | |

様式第6号（第5条関係）

| | | | |
|---|--|-------|---|
| | | 整理番号 | |
| 水洗便所改造等資金融資変更決定通知書 年 月 日 (五戸町長) 様 (申請者) 金融機関 ㊟ 年 月 日付けで（五戸町から）変更依頼のあった水洗便所改造等資金の融資について次のとおり決定したので、五戸町水洗便所改造等資金融資あっせん規則第5条第4項の規定により通知します。 | | | |
| 申請者 | 住所 ふりがな 氏名 | 電話 | |
| 融資の可否 | <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 | 融資決定額 | 円 |
| 否の場合の理由 | | | |
| 備考 | | | |

様式第7号 (第8条関係)

| | | | |
|--|--------------------------------------|--------|-------|
| | | 整理番号 | |
| 工 事 完 了 通 知 書 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 金融機関 | | 様 | |
| | | 五戸町長 印 | |
| 次のとおり、水洗便所改造等工事の完了を確認したので、五戸町水洗便所改造等 資金融資あっせん規則第8条第1項の規定により通知します。 | | | |
| 申 請 者 | 住 所 ふりがな 氏 名 | | 電 話 |
| 改造工事場所 | 五戸町 | | |
| 工事施工業者 | 住 所 名 称 | | 電 話 |
| 完 了 確 認 | 年 月 日 | 検査済証交付 | 年 月 日 |
| 金 融 機 関 | 銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合 支 店 | | |
| 口 座 番 号 | 普・当 | ┆ | ┆ |
| 備 考 | | | |

様式第8号 (第11条関係)

| | | | | | |
|--|--|-------|------|---|--|
| | | 整理番号 | | | |
| 水洗便所改造等資金償還方法変更申請書 | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | |
| 五戸町長 様 | | | | | |
| 申請者 住 所 | | | | | |
| 氏 名 ㊦ | | | | | |
| 電 話 | | | | | |
| 次のとおり、水洗便所改造等資金の償還方法を変更したいので、五戸町水洗便所改造等資金融資あっせん規則第11条第1項の規定により申請します。 | | | | | |
| 変 更 区 分 | <input type="checkbox"/> 償還期限の延長 <input type="checkbox"/> 償還額の変更 | | | | |
| 償 還 期 限 | 現 行 | 年 月 日 | 償還月数 | 月 | |
| | 変 更 | 年 月 日 | 償還月数 | 月 | |
| 償 還 額 | 現 行 | 円 | | | |
| | 変 更 | 円 | | | |
| 変 更 理 由 | | | | | |
| 審 査 事 項 | <input type="checkbox"/> 罹災事実を証明する書類 <input type="checkbox"/> その他 | | | | |

様式第9号 (第11条関係)

| | | | | | |
|--|--|-------|-------|---|--|
| | | 整理番号 | | | |
| 水洗便所改造等資金償還方法変更依頼書 年 月 日 金融機関 様 五戸町長 印 次のとおり、水洗便所改造等資金の償還方法を変更くださるよう、五戸町水洗便所改造等資金融資あっせん規則第11条第3項の規定により依頼します。 | | | | | |
| 申請者 | 住所 | | 氏名 電話 | | |
| 変更区分 | <input type="checkbox"/> 償還期限の延長 <input type="checkbox"/> 償還額の変更 | | | | |
| 償還期限 | 現行 | 年 月 日 | 償還月数 | 月 | |
| | 変更 | 年 月 日 | 償還月数 | 月 | |
| 償還額 | 現行 | 円 | | | |
| | 変更 | 円 | | | |
| 変更理由 | | | | | |
| 備考 | | | | | |

様式第10号 (第11条関係)

| | | | |
|---|--|------|-------|
| | | 整理番号 | |
| 水洗便所改造等資金償還方法変更決定通知書 年 月 日 (五戸町長) 様 (申請者) 金融機関 ㊟ 年 月 日付けで(五戸町から)依頼のあった水洗便所改造等資金の償還方法の変更について次のとおり決定したので、五戸町水洗便所改造等資金融資あっせん規則第11条第4項の規定により通知します。 | | | |
| 申請者 | 住所 氏名 | | 電話 |
| 変更償還期限 | 年 月 日 | 償還月数 | 月 |
| 変更償還額 | 円 | | |
| 償還方法変更の可否 | <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 | | 年 月 日 |
| 否の場合の理由 | | | |
| 備考 | | | |

様式第11号 (第12条関係)

| | | | |
|--|---|----------|----|
| | | 整理番号 | |
| 水洗便所改造等資金借受人・連帯保証人変更届 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| (五戸町長) (金融機関) 様 | | | |
| 届出人 住 所 | | | |
| 氏 名 ㊦ | | | |
| 電 話 | | | |
| 次のとおり、借受人・連帯保証人に変更があったので、五戸町水洗便所改造等資金融資あっせん規則第12条の規定により届け出します。 | | | |
| 変 更 区 分 | <input type="checkbox"/> 借受人の変更 <input type="checkbox"/> 連帯保証人の変更 | | |
| 借 受 人 | 新 | 住所 氏名 | 電話 |
| | 旧 | 住所 氏名 | 電話 |
| 連 帯 保 証 人 | 新 | 住所 氏名 | 電話 |
| | 旧 | 住所 氏名 | 電話 |
| 変 更 理 由 | | | |